

事例研究～中国ビジネス法務

(第106回)

汚染物質排出料が廃止に環境保護税法及び実施条例が正式に施行へ

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

注目を集めていた「中華人民共和国環境保護税法」及び「環境保護税法実施条例」（以下「環境保護税法」と総称する）が、2018年1月1日から正式に施行開始となり、同時にこれまで施行されていた「汚染物質排出費用徴収使用管理条例」が廃止されました。汚染物質排出料に代わって導入される環境保護税は、中国の「環境税制」を代表する税目となります。今回は、環境保護税法の内容について簡単にご説明いたします。

◇不公平な汚染物質排出料徴収のケース

汚染物質排出料の徴収では、企業ごとに異なる汚染物質の排出程度を考慮せず、汚染物質を排出する企業に対し単一の基準で徴収が行われていたため、不公平だという声が出ていた。

日系企業A社と中国企業B社は、ともに河北省で類似の機器製造に従事するメーカーである。A社では従前より十分な環境保護の設備投資を行ってきたが、環境保護の設備投資を十分に行っていなかったB社に対する汚染物質排出料の徴収において、A社と同一の基準が適用されたため、A社の機器製造は相対的にコストがかさむこととなり、市場競争力が劣るという結果を招いていた。

→今回導入された環境保護税では、汚染物質排出の程度が企業によって異なる点が考慮され、汚染物質の排出量が多い企業ほど納税額が高く、排出量が少ないほど納税額が低くなる、一定の合理性を持った仕組みになったと評価されています。

◇環境保護税法のポイント（抜粋）

1. 課税される汚染物質を直接環境に対して排出する企業、事業者及びその他の生産経営者を、環境保護税の納税者とするのが明確に規定された。

→ただし「課税される汚染物質を直接環境に対して排出する」ことについての認定基準は極めて複雑なものとなっています。

2. 環境保護税の税目、税額は「環境保護税税目税額表」に基づいて取り扱う。

●「環境保護税税目税額表」では、税目及び各税目に適用する税額が定められている。

●大気汚染物質及び水質汚染物質の具体的な適用税額には不確定な部分があり、環境保護税法で認められる範囲内で、省レベルの政府が自主的に制定することになっている。

→環境保護税法は地方政府に対して一定の自由裁量権を与えるものとなっており、適用税額の設定において、地方ごとの差が生じる可能性があります。

3. 課税される汚染物質の種類によって、税額計算根拠の確定方法が異なる。

(1) 大気汚染物質と水質汚染物質については、汚染物質の排出量に相当する汚染当量数で確定する。

(2) 固形廃棄物については、固形廃棄物の排出量で確定する。

(3) 騒音については、国の定めた基準を超えたデシベル数で確定する。

→ただし具体的な計算方法及び査定方式が極めて複雑であることに注意する必要があります。

4. 環境保護税の納税額は「税額計算根拠（上記3）×適用税率（上記2）」の計算式により計算される。

環境保護税法では、免税・減税の措置を適用する特定の状況についても規定している。

●当面の徴収免除（企業関連）：納税者が行う固形廃棄物の総合利用状況が、国や地方の環境保護基準を満たしている場合。

●減額徴収：納税者が排出する大気汚染物質または水質汚染物質の濃度が、排出基準の30%を下回る場合、環境保護税の徴収額を75%に減額し、排出基準の50%を下回る場合は、徴収額を50%に減額する。

→今後、企業が環境保護対策を講じることにより、免税・減税の優遇措置を受けられる可能性があります。

5. 税務機関及び環境保護機関による環境保護税法の共同執行。

●税務機関は環境税の徴収を、環境保護機関は汚染物質の監視・管理を担当する。

●税務機関と環境保護機関で情報共有と業務協力の体制を構築し、特に排出される汚染物質の種類、数量及び納税額の査定は、税務機関と環境保護機関が共同で行う。

◇日系企業へのアドバイス

環境保護問題は、長年にわたり現法の生産経営における最重要課題の一つとなってきました。環境保護税法の施行に伴い、従前の汚染物質排出料が廃止され、環境保護税が徴収されるようになりました。その一方で環境保護税の計算や査定基準がいつそう複雑化し、地方政府がさらに大きな自由裁量権を持つようになり、政府機関同士の協調の問題も生じるため、新たな税法の複雑さと不確実性がより深刻となっています。

このため、現法の経営に悪影響が及ぶことのないよう、まずは所在地における新たな税法の実施状況を確認して現地政府との意思疎通を図りながら、迅速に対応することが大切かと存じます。

重慶衆泰汽車の株式21%売却へ＝地方政府がリスク回避

中国重慶市の地方政府系投資会社、重慶両山産業投資はこのほど、財産権取引所の重慶財産権交易所で、新エネルギー車メーカー、重慶衆泰汽車工業の株式21%の購入者募集を始めた。業績の伸び悩みから地方政府がリスク回避を図ったものとみられている。蓋世汽车网が伝えた。

重慶衆泰汽車工業は2015年に発足した新興企業。米フォード・モーターとの提携で注目を集める新エネルギー車メーカー、衆泰控股集团のOEM（相手先ブランドによる生産）を認められているが、資本関係はない。17年8月には、衆泰控股の小型電動SUV（スポーツ用多目的車）「T300EV」を発売した。

重慶衆泰汽車工業の17年1～11月の業績は売上高が3億0100万元（52億円）、純損益は2億6700万元の赤字。11月末現在の負債比率は86%に上る。

重慶両山産業投資会社は、重慶市璧山区政府が間接出資する国有企業。業界では、重慶市璧山区政府が、重慶衆泰汽車工業の赤字や負債額の大きさを嫌い、リスク回避のため持ち株相当分の売却を決めたものとみられている。新エネルギー車産業は、競争激化や政府補助金の縮小で事業環境が厳しさを増している。（時事）

湖北省の特許国際出願、17年は1300件

中国国家知的財産権局が18日発表したデータによると、特許協力条約（PCT）に基づく、湖北省の2017年特許国際出願件数は前年比45.22%増の1300件だった。国際特許出願件数が年間1000件を超えたのは、湖北省を含め全国で7省（自治区・直轄市）。荆楚網が19日伝えた。

湖北省で国際競争に参入する企業が増えるにつれ、知的財産権を競争力の目安とする認識がますます拡大しており、国際特許出願件数は5年前の5.5倍に増えた。特定企業の寄与が突出しており、ディスプレイメーカー、武漢華星光電技術の国際特許出願件数は1社で600件を超え、湖北省で最多となった。

PCTに基づく国際出願件数が年間1000件を超えた7省（自治区・直轄市）は、湖北、広東、北京、江蘇、上海、山東、浙江。（時事）